

2025 年
05 月 2 日 (金)
第 390 号

日本共産党札幌市議団ニュース

日本共産党札幌
市議団事務局
TEL：211-3221
FAX：218-5124

安心と笑顔のために

残される差別や偏見、違い理解し支え合いで解消を／ 共生条例で太田秀子市議／3月11日予算特別委員会



第一回定例会で成立した「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」は、秋元市長が選挙公約でかかげた「共生社会推進条例」です。

差別や偏見がなく、互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会の実現が掲げられ、国籍、民族、障がいの有無、年齢、性別などを問わず、「個人としてのその個性や能力を認められること」「お互いにその違い等を理解し、支え合い、および助け合う」などを基本理念としています。

日本共産党市議団は、こうした条例の意義を認め実現に賛同してきましたが、条例案を審議した市議会には、「マイノリティーに『特権』を与えるように見える」「ユーロ圏も移民を受け入れて治安悪化、もとの国ではなくなっている。札幌市を破壊する」などとする条例反対の陳情 108 本

が提出されました。

予算特別委員会では、条例と合わせてこれらの陳情が審査されました。

日本共産党の太田秀子市議は、差別の有無と条例がもつ意義などについて確認。市の担当部長は、「残念ながら差別を受けたと感じている方が、一定数いる」と、解消されなければならない差別が残されていることを認めつつ、差別にあたるかどうかは、具体的な場面やその程度をふまえて、客観的、総合的に判断されると説明しました。

市は今回の条例を、自治体の基本理念や目指すべき方向性を定めた「理念条例」とし、自治体活動や政策の指針にしたいと考えています。市担当部長は、条例の基本理念を浸透させることを通じて、陳情に寄せられたような市民の不安を取り除いていきたいと答弁し、条例にたいする意見の違いを理解することを通じて共生社会を目指したいと決意を語りました。

太田市議は、条例案が基本的人権の尊重をうたった憲法 14 条に基づいて作られていくという認識でいいのかと質問。担当部長は、「憲法の考え方というのを当然、その土台にしておりまして、基本的人権の尊重というのは、ここは普遍的な考え方」と憲法に根差していると強調しました。

条例に反対する陳情に「坂元・荒井」が賛成しました。条例案は自民党の一部議員と「坂元・荒井」「大地」が反対しましたが可決され、陳情は不採択となりました。